

氷見市議会災害対策会議設置要綱

令和6年12月17日

議長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次に掲げる場合に、議会に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 氷見市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置されたとき。
- (2) その他議長が必要と認めるとき。

2 議長は、災害対策会議を設置した場合は、市長及び議員に通知する。

3 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

(組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員長、議会運営副委員長、各常任委員長をもって組織する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長、議会運営委員長、各常任委員長は、議長を補佐し、議長に事故等あるときは副議長がその職務を代理する。

4 議長、副議長ともに事故等があるときは、議会運営委員長が議長及び副議長の職務を代理する。

5 議長は、必要と認める場合は、災害対策会議にその他の議員の参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 議員から被災情報を収集・整理し、市対策本部に提供を行うこと。
- (3) 市対策本部から災害情報の報告を受け、議員へ情報提供を行うこと。
- (4) 市対策本部からの依頼事項についての対応に関すること。

- (5) 市対策本部に提案、提言、要望を行うこと。
- (6) 国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと。
- (7) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(廃止)

第5条 議長は、次のいずれかに該当する場合において、災害の対策措置が講じられていると認めるときは、災害対策会議を廃止する。

- (1) 市対策本部が廃止されたとき。
- (2) 常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められるとき。

(議会局の役割)

第6条 議会局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月17日から施行する。